

令和6年能登半島地震
被災者支援メニュー（初版）

この冊子は、令和6年能登半島地震の影響で相模原市に避難してきた方への支援制度をまとめたものです。

（令和6年3月）
相模原市

目次

No.	支援名称	概要	対象者	ページ
1	市営住宅の一時提供	本市への避難を検討している方へ市営住宅を一時提供	罹災証明書等を有する方	P. 1
2	被服、寝具その他生活必需品の支給	住家の罹災状況及び世帯人数により定める額の範囲内で、対象品目のうち希望する生活必需品を支給	罹災証明書等を有する方	P. 2
3	家具・家電等のサブスクリプションサービスの割引	事業者が提供する家具・家電等のサブスクリプションサービスの利用料の割引	本市市営住宅へ一時入居した方	P. 4
4	ブックオフコーポレーション(株)による生活支援	生活用品等の無償提供	本市市営住宅へ一時入居した方	P. 5
5	リユース家具等の提供	リユース家具やフードドライブ用食材の無償提供	罹災証明書等を有する方	P. 6
6	下水道使用料の減免	下水道使用料の基本額相当額を避難先に入居した日から原則6か月以内の期間で減免	罹災証明書等を有する方	P. 8
7	簡易水道使用料の減免	簡易水道使用料の基本料金相当額を避難先に入居した日から原則6か月以内の期間免除	罹災証明書を有する方	P. 9
8	後期高齢者医療保険の一部負担金等免除	後期高齢者医療一部負担金の免除	後期高齢者医療広域連合の被保険者で罹災証明書等を有する方	P. 10
9	後期高齢者医療保険料の減免	住宅等の財産に一定の損害を受けた方や主たる生計維持者の所得が減少した方の保険料の免除	後期高齢者医療広域連合の被保険者で罹災証明書等を有する方	P. 11
10	厚生年金保険料等の口座振替の停止等	厚生年金保険料等の口座振替の停止及び納付の猶予	厚生年金保険料等を納付されている事業主、船舶所有者	P. 12
11	国民年金保険料について	国民年金保険料の免除及び口座振替の停止	住家等の被害を受けた罹災証明書等を有する方	P. 13
12	市税に関する納期・申告等の期限の延長	令和6年1月1日以後の市税に関する納期限・申告期限等の延長	富山県及び石川県に在住する本市納税者	P. 15
13	介護保険料の減免	介護保険料の減免	相模原市介護保険加入者で罹災証明書等を有する方	P. 16
14	介護保険利用料減免について	介護サービスの利用者負担額の減免	介護サービスを利用する罹災証明書等を有する方	P. 17
15	新型コロナウイルスワクチンの接種	相模原市内医療機関での新型コロナウイルスワクチンの接種	接種を希望する方	P. 18
16	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限の特例措置	住家等の被害を受けた罹災証明書等を有する方	P. 19

No.	支援名称	概要	対象者	ページ
17	生活困窮者自立支援制度	就職、住居、家計管理、子どもの学習などに関する経済的な相談・支援	様々な事情により経済的に困りの方	P.20
18	生活保護制度	様々な事情で生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じた必要な保護・自立支援	収入が最低限度の生活費に満たない方	P.22
19	保育所等の利用	未就学児の保育所等への一時的な受け入れ	罹災証明書を有する方	P.23
20	母子保健サービスの提供	妊婦、乳幼児の健康診査に係る補助券の交付、母子保健相談等	健康診査、保健相談等を希望する方	P.24
21	小・中学校及び義務教育学校への受け入れ	児童生徒の相模原市立小・中学校及び義務教育学校への受け入れ	本市に避難している児童生徒	P.25
22	小・中学校等の就学奨励金	小・中学校等への就学に係る学用品費や給食費などの援助	本市に避難している罹災証明書等を有する児童生徒及び保護者	P.26
23	高校生等に係る給付型奨学金	高等学校への就学に係る費用の援助	本市に避難している罹災証明書等を有する高校生等	P.27
24	学用品の給与	小・中学校等への就学に係る教科書・文房具・通学用品等の支給	本市に避難している児童生徒	P.28
25	法的トラブル解決のための総合相談所（法テラス）	法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口の案内	相談を希望する方	P.29
26	市民相談	日常生活上の悩みごと、心配ごとなどの相談	相談を希望する方	P.30
27	消費生活相談	商品やサービスの契約トラブルや製品事故等、消費生活に関する相談	相談を希望する方	P.31
28	こころの健康相談（電話相談又は来庁相談）	不眠や不安等こころの健康に関する悩みや困りごとの相談	相談を希望する方	P.32
29	年金に関する相談	保険料納付、手続きに関する相談	相談を希望する方	P.33
30	成人健康相談	健康に関する相談	相談を希望する方	P.34
31	ヤングテレホン相談	青少年が抱えている悩みや心配ごとなどの相談	相談を希望する方	P.35
32	基礎年金番号通知書の再交付	基礎年金番号通知書を紛失・破（汚）損してしまった場合の再交付	基礎年金番号通知書・年金手帳を紛失、又はき損してしまった方	P.36
33	年金証書の再交付	年金証書を紛失等、又はき損してしまった場合の再交付	年金証書を紛失等、又はき損してしまった方	P.37
34	防火・防災管理者講習修了証の再発行手数料の減免	防火・防災管理者講習修了証を紛失等、又はき損してしまった場合の再発行手数料の減免	防火・防災管理者講習修了証を亡失された方	P.38

1 市営住宅の一時提供

■ 支援の内容

- ・令和6年能登半島地震により、本市への避難を検討している方へ、市営住宅を一時提供します。
- ・期間は原則6カ月です。

■ 対象者となる方

- ・令和6年能登半島地震により住宅が全壊するなど、居住継続が困難になった方。

■ 入居の条件

- (1) 家賃、敷金、駐車場使用料、退去時の修繕は免除します。
- (2) 光熱費（電気・ガス・水道等）、共益費（共用部分の電気代等）は自己負担とします。
- (3) 入居期間中は、団地住民の自治会活動にご協力いただきます。
- (3) 建物等の財産を損壊した場合は、これを原状回復し又相当の賠償の責務を負うものとしします。
- (4) 既存の生活用品及び家電製品以外は入居者負担とし、退去時にすべて撤去してください。
- (4) ペット（犬・猫・鳥等）の飼育はできません。
- (5) 住宅を他の者に転貸し、入居の権利を他人に譲渡することはできません。また、住宅以外の用途には使用できません。
- (6) 原則、爆発性、引火性を有する物品、その他危険物を団地内に搬入してはいけません。また石油ストーブ、石油ファンヒーターは結露の原因となるため、極力使用しないでください。

■ 提出書類

- ・市営住宅一時使用許可申込書
- ・誓約書
- ・本人確認書類
- ・罹災証明書の写し
- ・その他申請に必要な書類

■ 担当窓口

住宅課 市営住宅班 電話：042-769-8256

2 被服、寝具その他生活必需品の支給

■ 支援の内容

相模原市に避難されてきた皆様への支援として、被服、寝具その他生活必需品の支給を行います。

■ 対象者

住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を、喪失・損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方。

■ 対象品目

被服	下着、靴下、長袖、ズボン
寝具	掛け布団、敷布団、枕、寝間着
衛生用品	バスタオル、フェイスタオル、シャンプー、リンス、石けん、歯磨きセット、髭剃りセット、生理用品、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ
台所用品	やかん、両手鍋、片手鍋、フライパン、包丁、まな板、茶碗、小皿、お椀、コップ、箸、台所用洗剤、台所用スポンジ、ゴミ袋、炊飯器、ガスコンロ
掃除・洗濯用品	洗濯用洗剤、ほうき、ちりとり、雑巾、バケツ、ゴミ箱

※ブランド、デザイン、色等は選べません。

■ 費用限度額

住家の罹災状況及び世帯人数により次に定める額の範囲内で、対象品目のうち希望する生活必需品を現物で支給します。

なお、本制度の活用は、金額に関わらず1世帯1回のみです。

(1) 夏季（4月から9月まで）

	全壊・全焼・流失	半壊・半焼・床上浸水
1人世帯	19,200円	6,300円
2人世帯	24,600円	8,400円
3人世帯	36,500円	12,600円
4人世帯	43,600円	15,400円
5人世帯	55,200円	19,400円
6人世帯 以上	55,200円に5人を超える世帯員1人につき8,000円を加算した額	19,400円に5人を超える世帯員1人につき2,700円を加算した額

(2) 冬季（10月から3月まで）

	全壊・全焼・流失	半壊・半焼・床上浸水
1人世帯	31,800円	10,100円
2人世帯	41,100円	13,200円
3人世帯	57,200円	18,800円
4人世帯	66,900円	22,300円
5人世帯	84,300円	28,100円
6人世帯 以上	84,300円に5人を超える世帯員1人につき11,600円を加算した額	28,100円に5人を超える世帯員1人につき3,700円を加算した額

■ 提出書類

- ・申請書
- ・本人確認できるもの（運転免許証、保険証等）
- ・罹災証明書（コピー可、後日提出可）

■ 担当窓口

令和6年3月まで

産業支援課 企業・経営支援班 電話：042-769-8237

令和6年4月から

産業支援・雇用対策課 電話：042-769-9255

3 家具・家電等のサブスクリプションサービスの割引

■ 支援の内容

本市市営住宅へ一時入居する方を対象に、SDGs パートナーである㈱クラスが、家具・家電等のサブスクリプションサービスの利用料を 20%割引する。

■ 対象者となる方

本市市営住宅へ一時入居する方

■ 提出書類

不要

■ 担当窓口

みんなのSDGs推進課 電話：042-769-9224

4 ブックオフコーポレーション（株）による生活支援

■ 支援の内容

- ・令和6年能登半島地震で被災し、本市市営住宅に一時入居した世帯の方へ、ブックオフコーポレーション株式会社店舗において販売する生活用品等を、本人の希望に応じて無償提供するもの。

■ 対象者となる方

- ・令和6年能登半島地震で被災し、本市市営住宅に一時入居した方

■ 無償提供対象品

- ・本や洋服、炊飯器などの生活家電品のほか、生活に必要な商品で、かつブックオフコーポレーション株式会社が無償提供を承諾した物品。
- ・原則として高額娯楽品等は除く。

■ 提供方法

- ・指定されたブックオフコーポレーション株式会社店舗において、市職員が同行し、市営住宅一時入居者（代理人を含む。）が生活用品等を選択し無償提供を受けるもの。

■ 担当窓口

住宅課 市営住宅班 電話：042-769-8256

5 リユース家具等の提供

■ 支援の内容

(1) リユース家具の提供

リサイクルスクエアで保有しているリユース家具の在庫品のうち、ダイニングテーブルやタンスなど日常生活に密着した家具を無償で提供する。

ただし、リユース家具の譲渡会に向けた展示品は除く。

(2) フードドライブ用食材の提供及びフィードバンク団体への働きかけ

食品ロス削減を目標として、市として常時受入を行っている、フードドライブ用食材を無償で提供する。

また、市と「食品の提供に関する合意書」を締結しているフードバンク団体に対して、広域避難者への食材等の提供（搬入）について働きかける。

■ 対象者となる方

(1) 令和6年能登半島地震により居住する家屋が被災し、罹災証明書（申請者が居住する住家に限ります。）または被災証明書の交付を受けた方

(2) 広域避難により、相模原市内に居住する方

※(1)(2)の両方に該当する方

■ 期間

令和6年1月31日から令和6年3月31日まで

ただし、必要に応じ期間延長を検討する。

■ 申込・提供方法

(1) リユース家具等

ア 資源循環推進課に、広域避難者より電話いただき、提供場所への来館日や希望する家具の種類等を確認し、あらかじめ、希望する家具の譲渡の可否を判断する。

イ 広域避難者にリサイクルスクエアに来館、申込書に氏名、罹災地住所、連絡先、希望家具など必要事項を記入していただく。

ウ 「罹災証明書」、「罹災届出証明書」の提示（提出不要）を求める。

※広域避難者と特定可能な書類等でも可とする。

エ 提供家具を選定する。搬出等については応相談

(注) リユース家具の在庫状況によっては休止する場合あり。

(2) フードドライブ用食材の提供等

ア 資源循環推進課に、広域避難者より電話いただき、フードドライブ用食材の在庫状況を確認する。あらかじめ、提供の可否を判断する。

イ 指定の日に資源循環推進課で受取る際に、「罹災証明書」、「罹災届出証明書」の提示（提出不要）を求める。

※広域避難者と特定可能な書類等でも可とする。

ウ 希望の食材が無い、もしくは不足する場合は、フードバンク団体の連絡先を案内する。

■ 担当窓口

資源循環推進課 4R啓発班 電話：042-769-8334

6 下水道使用料の減免

■ 支援の内容

下水道使用料※の基本額相当額 1,509 円（2 か月当たり、消費税相当額を含む。）を避難先に入居した日から原則 6 か月以内の期間において減免します。

※公共下水道使用料、市設置高度処理型浄化槽使用料、農業集落排水処理施設使用料を対象とします。

■ 対象者となる方

令和 6 年能登半島地震により罹災証明書等が交付された被災者で、次のいずれかに該当し下水道を使用している方

- (1) 本市の市営住宅等に避難している方
- (2) 被災した親族等を受け入れている世帯

■ 提出書類

- (1) 下水道使用料減免申請書
- (2) 罹災証明書又は被災証明書 ただし、市営住宅の一次提供を受ける場合は不要
※ 申請時に取得が困難な場合は、被災時の住所を証明するもの及び誓約書(当該証明書を後日提出することを誓約するもの)を提出してください。

■ 担当窓口

下水道料金課 料金班 電話：042-769-8376

【参考】 県営水道の減免について

- ・ 県営水道の減免に関する申請窓口は神奈川県が所管する最寄りの水道営業所となりますが、まずは次の連絡先までお問い合わせください。ただし、県営水道の減免は、「■対象者となる方」(2)の被災した親族等受入世帯は対象ではありませんのでご注意ください。

(県営水道の減免について)

神奈川県営水道お客さまコールセンター 電話0570-005959

7 簡易水道使用料の減免

■ 支援の内容

簡易水道使用料の基本料金相当額を入居された日から原則6か月以内の期間で免除

■ 対象者となる方

市営簡易水道の給水区域（青根地区、名倉・牧野の一部）の市営住宅等に避難している方や被災した親族等を受け入れている世帯

■ 提出書類

- 罹災証明書（写し）
- 簡易水道使用料減免申請書

■ 担当窓口

津久井土木事務所 簡易水道班 電話：042-780-8210

受付時間：8：30～12：00、13：00～17：15

（休祝日及び12/29～1/3を除く月～金曜日）

8 後期高齢者医療保険の一部負担金等免除

令和6年能登半島地震の被災者の方は保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます。

■ 支援の内容

後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者に対し、住宅等の財産に一定の損害を受けた場合や主たる生計維持者の所得が減少した場合に後期高齢者医療の一部負担金を免除するもの。

※入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額の取扱いについては、現行どおりとし、被保険者負担となる。

■ 対象者となる方

(1) 及び(2)のいずれにも該当する方であること。

(1) 後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害援助法の適用市町村に住所を有する方

(2) 次のいずれかの申し立てをした方であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡した又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

■ 提出書類

- ・ 令和6年能登半島地震に伴う後期高齢者医療一部負担金等免除申請書
- ・ 証明書類（罹災証明書や被災証明書等、コピー可）
- ・ 令和6年能登半島地震に伴う後期高齢者医療一部負担金等免除申請に係る申立書（罹災証明書等の発行に日時を要しているなど、申請書を提出する際に証明書類の添付が困難な場合に提出）

■ 取扱いの期間

令和6年9月末までの診療、調剤及び訪問看護（取扱いの期間は今後の状況によって延長する可能性がある。）

■ 担当窓口

国保年金課 後期高齢班 電話：042-707-8787
（後期高齢者医療コールセンター）

9 後期高齢者医療保険料の減免

令和6年能登半島地震の被災された方は保険料の減免を受けることができます。

■ 支援の内容

後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者に対し、住宅等の財産に一定の損害を受けた場合や主たる生計維持者の所得が減少した場合に後期高齢者医療保険料を免除するもの。

災害による減免は、災害が発生した日の属する月以降6か月のうち、被保険者資格を有していた月を対象として、その月に相当する月割保険料相当額を免除する。この期間に被保険者資格を有しない月があるときは、6か月から当該月数を控除した分の月割保険料相当額を免除する。

■ 対象者となる方

(1) 及び(2)のいずれにも該当する方であること。

(1) 後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害援助法の適用市町村に住所を有する方

(2) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方

■ 提出書類

- ・後期高齢者医療保険料減免申請書
- ・証明書類（罹災証明書、コピー可）

※災害減免の申請時には罹災証明書の添付が必要となりますが、転入前住所が災害救助法の適用される地域であることにより被災状況が明らかであるときは、当面の間、罹災証明書の添付を省略することができます。まずは電話でご相談ください。

■ 取扱いの期間

罹災日を含む月（1月）から6か月間となります。令和5年度は1月から3月までの3か月分、令和6年度（※）は4月から6月までの3か月分が減免対象となります。

※対象期間が年度をまたぐ災害減免については、自動継続されるため、令和6年度分を新たに申請する必要はありません。

■ 担当窓口

国保年金課 後期高齢班 電話：042-707-8787
(後期高齢者医療コールセンター)

■ 厚生年金保険料等の口座振替について

保険料の口座振替を利用されている事業所や船舶所有者について、被災により保険料納付が困難な場合は、口座振替の停止をすることができます。口座振替実施日（毎月20日頃送付される納入告知書をご覧ください）の5営業日前までに管轄の年金事務所にご連絡いただくか、4営業日前から前日までは直接、振替先の金融機関本支店に停止のご相談をお願いいたします。

※口座振替を停止された場合、納付書が別途送付されます。

※口座振替を停止する場合はその都度ご連絡が必要となりますので、ご注意ください。

■ 厚生年金保険料等の納付が困難な場合について

災害等の影響により、保険料の納付が困難な場合は、管轄の年金事務所に申請をいただくことにより、「納付の猶予」を受けることができます。

※「納付の猶予」を受けた場合は、猶予期間内において滞納処分の執行を受けず、延滞金の全部又は一部が免除されます。

○災害による納付の猶予…災害のやんだ日から2か月以内に申請が必要

災害により財産に相当な損失を受けた場合、対象保険料の全額が納付期限から1年以内に限り「災害による納付の猶予」が認められることがあります。

○通常の納付の猶予…猶予該当事実発生後速やかに申請が必要

災害による事業の悪化等により、一時に保険料を納付することが困難であると認められる場合は、その納付困難な額を限度として1年以内に限り「通常の納付の猶予」が認められることがあります。

■ 対象となる方

厚生年金保険料等を納付されている事業主、船舶所有者

■ 問合せ先

日本年金機構 相模原年金事務所

・所在地：〒252-0388 相模原市南区相模大野6-6-6

・電話：042-745-8101

※受付時間：8:30～17:15

（土日祝日、12/29～1/3を除く月～金曜日）

時間延長：週始めの開所日 17:15～19:00

11 国民年金保険料について

■ 国民年金保険料の免除

(1) 支援の内容

災害等によって財産等に大きな被害を受けたことにより、保険料の納付が困難になった場合は、申請に基づき保険料の納付が免除される制度があります。

(2) 対象となる方

被保険者・配偶者等の所有する住宅、家財その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方

(3) 必要なもの

- ① 本人確認書類
 - ② 基礎年金番号通知書または年金手帳等（基礎年金番号がわかるもの）
 - ③ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
 - ④ 「罹災証明書」または「被害農林漁業者等と認定された認定書の写し」
 - ⑤ 罹災証明のみで被害の判断ができない場合
・国民年金保険料免除・納付猶予申請の特例承認に係る被災状況届
 - ⑥ 保険金・損害賠償金等が支給される場合
・保険金・損害賠償金額等を確認できる証明書の写し
- ※ ③及び⑤の書類は各窓口にご用意してあります。
※ ご本人以外の方が提出する場合は、本人からの「委任状」が必要です。

(4) 受付窓口

国保年金課

緑・南区役所区民課

各まちづくりセンター（橋本・中央6地区・大野南を除く。）

各出張所

■ 保険料の口座振替の停止手続き

(1) 支援の内容

国民年金保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止をすることができます。

(2) 問合せ先

日本年金機構 相模原年金事務所

・所在地 〒252-0388 相模原市南区相模大野6-6-6

・電話 042-745-8101
※受付時間 8:30~17:15 (土日祝日、年末年始を除く。)
時間延長 週初めの開所日 17:15~19:00

12 市税に関する納期・申告等の期限の延長

■ 支援の内容

令和6年1月1日以後の市税に関する納期限・申告期限等を延長する。
(延長後の納期限は決定次第お知らせします。)

■ 対象者となる方

令和6年1月1日現在、富山県及び石川県に在住する相模原市の納税者

■ 提出書類

なし

■ 担当窓口

税制・債権対策課 税制班 電話：042-769-8220

13 介護保険料の減免

■ 支援の内容

相模原市介護保険加入者で、以下に該当する方を対象に減免される場合があります。

■ 対象者となる方

①住宅等に著しい損害を受けた場合

※ ただし、主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、対象外です。

②主たる生計維持者の死亡、障害により収入が著しく減少した場合

③主たる生計維持者の失業（倒産、解雇、雇い止め）により収入が著しく減少した場合

■ 提出書類

・ 介護保険料減免申請書

※申請者1人につき1枚必要です。

・ 要件を確認できる書類（写し可）

①の場合 罹災証明など被災の状況を明らかにする書類

②の場合 死亡診断書、病気診断書、障害の程度が分かる書類、離職証明書、解雇通知書、休業・廃業に関する届出書、収入の減少を明らかにする書類等

③の場合 収入減少の原因がわかるもの（離職証明書、解雇通知書、休業・廃業に関する届出書など）、世帯全員の令和5年の収入と令和6年の収入見込が分かる書類、保険金及び損害賠償等により補填される金額を確認できるもの

■ 申請窓口

介護保険課（※郵送申請も可）

■ 担当窓口

介護保険課 保険料班 電話：042-769-8321

14 介護保険利用料減免について

■ 支援の内容

相模原市の要介護・要支援被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)またはその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が、以下の要件いずれかに該当する場合において、6か月を限度として利用者負担額が減免される場合があります。

損害の程度や要介護被保険者等が属する世帯の最低生活費に対する平均月収の割合に応じて、0～5%の負担割合でサービスを利用できます。

■ 対象となる要件

①災害により要介護被保険者等が居住する住宅等に著しい損害を受けた場合

※ ただし、要介護被保険者等または主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、対象外です。

②主たる生計維持者の死亡や失業、事業の休廃止などによって要介護被保険者等が属する世帯の平均月収額が前年と比べて30%以上減少した場合

■ 提出書類

・介護保険利用者負担額減額・免除申請書

※ 申請者1人につき1枚必要です。

・要件を確認できる書類(写し可)

▶①の場合：罹災証明書など被災の状況を明らかにする書類

▶②の場合：死亡診断書、病気診断書、障害の程度が分かる書類、
離職証明書、解雇通知書、休業・廃業に関する届出書、収入の
減少を明らかにする書類等

※ 必要に応じて世帯員の収入を確認できる書類が必要となります。

■ 申請窓口

介護保険課(※ 郵送申請も可)

■ 担当窓口

介護保険課 総務・給付班 電話：042-707-7058

15 新型コロナウイルスワクチンの接種

■ 支援の内容

本市へ避難された方で接種を希望する場合、市内医療機関で接種可能

※接種期間は3月31日（日）まで

※クーポン券（接種券）がない場合は本市で発行

■ 対象者となる方

石川県能登地方で発生した地震及び地震の影響による津波等により、相模原市に一時的に避難されている方のうち、次のいずれかに該当する方

・初回接種を希望する生後6か月以上の方

・初回接種が完了し、前回接種から3か月が経過した生後6か月以上の方

※初回接種：5歳以上の方は1・2回目接種、生後6か月～4歳の方は1～3回目接種

※現在実施しているオミクロン株 XBB 1. 5 対応ワクチンの接種は、追加接種の場合、令和5年9月20日～令和6年3月31日の間に1人1回のみ接種可能です。

■ 接種に必要な書類

住民登録地で発行されたクーポン券（接種券）

※お持ちでない場合は、個別に事情を伺い対応いたしますので、ご相談ください。

■ 申請期限

・クーポン券（接種券）をお持ちの場合…令和6年3月29日（金）午後5時

・クーポン券（接種券）をお持ちでない場合…令和6年3月29日（金）正午

■ 担当窓口

新型コロナウイルス対策課 電話：042-769-7200

■ 制度の概要

被災者に対する特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。また、届出に必要な書類の提出を猶予できる場合があります。

■ 対象となる方

自己または所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の所有住宅や家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方

■ 適用条件等

被害金額には保険等で補てんされた額は含みません。

被災した年の所得が所得限度額以上であった場合は、後日返還が必要です。所得税法上扶養していない親族の損害については対象になりません。

■ 必要書類

被災状況届

罹災証明書

■ その他

各種届出に際し必要な書類の提出を猶予できる場合があります。

■ 担当窓口

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当

高齢・障害者支援課 障害認定・給付班 電話：042-769-8272

17 生活困窮者自立支援制度

様々な事情により経済的に困りの人の相談を受け、就職、住居、家計管理、子どもの学習など、一人ひとりの状況に合った支援を行います。

■ 支援の内容

1 自立相談支援

失業等で生活にお困りの人、生活が不安定な人などから支援員が相談を受け、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

【自立支援相談窓口】

緑 区 シティ・プラザはしもと6階(市総合就職支援センター内)
電話：042-774-1131

※城山・津久井・相模湖・藤野総合事務所で出張相談を行っています。

詳しくは緑区の窓口へお問い合わせください。

中央区 あじさい会館5階
電話：042-769-8206

南 区 南保健福祉センター1階
電話：042-701-7717

※受付時間 月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～5時(祝日等除く)

※お住まいの区の窓口にご相談ください。

2 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った人、又は失うおそれの高い人には、就職に向けた活動などを条件として、一定期間、家賃相当額を支給します。(支給要件があります。)生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

3 就労支援

仕事を探している人には、就労に向けた支援を行います。

4 家計改善支援

家計に関する課題の解消や、自ら家計を管理できるように支援を行います。

5 一時生活支援

住居がなく、所得が一定水準以下の人に対して、一定期間に宿泊場所や衣食の提供等を行いながら、自立した生活に向けて、就労や家計相談など個々の課題解消と居宅生活への支援を行います。

6 その他

これらの支援のほか、個々の状況に応じた支援を行います。

■ 担当窓口

緑生活支援課 電話：042-775-8809

中央生活支援課 電話：042-707-7056

南生活支援課 電話：042-701-7720

18 生活保護制度

生活保護は、憲法第 25 条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に基づき、高齢、病気、離婚や失業など様々な事情で生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立を支援する制度です。

■ 支援の内容

世帯構成や年齢に応じた国の基準で計算された最低限度の生活費と収入を比較して、収入が最低限度の生活費に満たない場合に生活保護が支給開始となり、最低限度の生活費から収入を差引いた差額を保護費として支給します。

■ 申請方法

生活保護制度の利用を希望される人は、お住まいの各区福祉事務所(緑生活支援課・中央生活支援課・南生活支援課)にご相談ください。

生活保護制度の説明をさせていただくとともに、生活困窮者自立支援制度、各種社会保障施策等の活用についてもご案内いたします。

■ 担当窓口

- ・緑区(津久井・相模湖・藤野地区を除く)にお住まいの方の場合

緑福祉事務所(緑生活支援課) 電話:042-775-8809

- ・緑区(津久井・相模湖・藤野地区)にお住まいの方の場合

緑福祉事務所(緑生活支援課保護第3班) 電話:042-780-1407

- ・中央区にお住まいの方の場合

中央福祉事務所(中央生活支援課) 電話:042-707-7056

- ・南区にお住まいの方の場合

南福祉事務所(南生活支援課) 電話:042-701-7720

19 保育所等の利用

■ 支援の内容

令和6年能登半島地震により、本市へ一時的に避難している未就学児を対象に保育所等への一時的な受け入れを実施します。保育料は全額免除します。

■ 対象者となる方

本市へ一時的に避難している未就学児

■ 提出書類 ※その他必要な書類等については、窓口にて配布します。 罹災証明書

■ 担当窓口

利用希望保育所等を所管する子育て支援センター

緑子育て支援センター	電話：042-775-8813
// (城山担当)	電話：042-783-8060
// (津久井担当)	電話：042-780-1420
// (相模湖担当)	電話：042-684-3737
// (藤野担当)	電話：042-687-5515
中央子育て支援センター	電話：042-769-9267
南子育て支援センター	電話：042-701-7723

20 母子保健サービスの提供

■ 支援の内容

- ・母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査等
避難元の自治体から交付された母子健康手帳や妊婦健康診査費用補助券等を持参されていない方などから申出があった場合、相模原市の母子健康手帳、補助券等を交付します。
- ・乳幼児健康診査
保護者等から申出があった場合、相模原市乳幼児健康診査を無料で受診することができます。
【集団健診】 4か月児健診、1歳6か月児歯科健診、2歳6か月児歯科健診
3歳6か月児健診
【個別健診】 8か月児健診、1歳児健診、1歳6か月児医科健診
- ・母子保健相談
妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みなどの相談ができます。
- ・産後ケア事業
産婦から申出があった場合、産後ケア事業を利用することができます。
※利用料の減免措置あり。

■ 対象者となる方

石川県能登地方で発生した地震及び地震の影響による津波等により、相模原市内に避難された方。

■ 受付・相談窓口

緑子育て支援センター	042-775-8829
中央子育て支援センター	042-769-8222
南子育て支援センター	042-701-7710

■ 受付・相談時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■ 事業担当課

こども家庭課 保健事業班 電話：042-769-8345

21 小・中学校及び義務教育学校への受け入れ

■ 支援の内容

被災された地域の児童生徒の就学機会を確保するため、相模原市に一時的に避難されている方で住民票を異動しない場合も、相模原市立小・中学校及び義務教育学校への円滑な受け入れを行います。

■ 対象者となる方

石川県能登地方で発生した地震及び地震の影響による津波等により、相模原市に一時的に避難されている児童生徒。

■ 手続の内容

居住地に基づく就学願申立書を提出の上、就学を希望する学校の学校長との面談が必要です。

■ 提出書類

- ・本人確認ができるもの
 - 【例】・住民票の写し
 - ・健康保険証 等
- ・居住地がわかるもの
 - 【例】・居住地の賃貸借契約書等の写し
 - ・同居されている方が記入した同居証明書 等

■ 担当窓口

学務課 学務班 電話：042-769-8282

22 小・中学校等の就学奨励金

■ 支援の内容

令和6年能登半島地震により被災し、一時的に相模原市に避難されているお子さんの小・中学校等への就学にあたり経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費や給食費などを援助します。

■ 対象者となる方

次の1～3すべてに該当する方で、(1)～(2)のいずれかに該当する方

1. 令和6年能登半島地震により被災し、経済的に就学困難な状況となった児童生徒の保護者であって、他の市区町村から就学援助を受けていない方
2. 市内に居住する児童生徒の方
3. 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に限る。）に在学している児童生徒の保護者の方

(1) 罹災証明書（申請者が居住する住家に係る罹災証明書に限る。）又は被災証明書の交付を受けた方

(2) 世帯構成員が被災による市民税、個人事業税、固定資産税のいずれかの減免措置を受けた方

■ 提出書類（必須書類）

「就学奨励金交付申請書」

「令和6年能登半島地震被災児童生徒就学奨励金申出書」

※上記2点の他にケースによって添付書類が必要な場合があります。

■ 担当窓口

学務課 就学支援班 電話：042-769-9262

23 高校生等に係る給付型奨学金

■ 支援の内容

令和6年能登半島地震により被災し、一時的に相模原市に避難されている高校生等の修学にあたり経済的な理由でお困りの方に対して、授業料以外の費用を支援します。

■ 対象者となる方

次の1～3すべてに該当する方で、(1)～(2)のいずれかに該当する方

1. 令和6年能登半島地震により被災し、経済的に修学困難な状況となった方
2. 本市に居住する方
3. 相模原市奨学金条例第1条に規定する高等学校等へ在学し、若しくは修学を予定している方

(1) 罹災証明書(申請者が居住する住家に係る罹災証明書に限る。)又は被災証明書の交付を受けた方

(2) 世帯構成員が被災による市民税、個人事業税、固定資産税のいずれかの減免措置を受けた方

■ 提出書類

- ① 「相模原市奨学金給付申請書・同意書」または「相模原市奨学金給付申請書・同意書(随時申請用)」
- ② 「在学証明書」(随時申請及び現況届提出時の場合)
※学校の所在地が令和6年度能登半島地震により災害救助法を適用された市町村で証明書の発行が困難な場合は不要
- ③ 「令和6年能登半島地震被災高校生等奨学金申出書」
- ④ 「住民票」(申請者又は申請者の保護者等の住民票の住所が本市以外の場合)
※上記4点の他にケースによって添付書類が必要な場合があります。

■ 奨学金の額

入学支度金：20,000円

修学資金：年額最大100,000円

■ 担当窓口

学務課 就学支援班 電話：042-769-9262

24 学用品の給与

■ 支援の内容

相模原市立小・中学校及び義務教育学校へ受け入れた児童生徒に対し、教科書・文房具・通学用品等を支給する

■ 対象者となる方

相模原市に一時的に避難し、相模原市立小・中学校及び義務教育学校へ就学した児童生徒

■ 提出書類

教科書以外のものを申請する場合は罹災証明書が必要です

■ 担当窓口

学務課 学校経理班 電話：042-769-9263

25 法的トラブル解決のための総合相談所（法テラス）

■ 支援の内容

全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。

また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度として弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。

なお、法テラスでは、令和6年1月11日から能登半島地震被災者の方について、生活の再建に必要な法律相談（不動産相談、金銭問題、相続問題など）として、資力を問わない無料法律相談を実施しています。詳しくは、お近くの法テラスへお問い合わせください。

■ 対象者となる方

災害救助法適用の市町村に住所、居所、営業所のあった方。（法人を除く。）

災害救助法の適用地域は、内閣府防災情報のページの「災害救助法の適用状況」をご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

■ 問い合わせ先

被災者専用フリーダイヤル 0120-078309

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

法テラスホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>

法テラス各地方事務

<https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html>

（PC・スマートフォン）

■ 支援の内容

夫婦、家族など日常生活上の悩みごと、心配ごとなどについての相談をお受けします。

● 来所もしくは電話で相談

緑区役所市民相談室 電話042-775-1773 毎日
中央区役所市民相談室 電話042-769-8230 月～金曜日
南区役所市民相談室 電話042-749-2171 月～金曜日
津久井まちづくりセンター 電話042-780-1400 月曜日

● 来所で相談（1人45分以内）

城山まちづくりセンター 電話042-783-8103 〈事前予約制〉水曜日
相模湖まちづくりセンター 電話042-684-3214 〈事前予約制〉
第1・3火曜日
藤野まちづくりセンター 電話042-687-5514 〈事前予約制〉
第2・4火曜日

※事前予約の受付は、2週間前から前日（開庁日の場合は前開庁日）の午後5時まで。

■ 相談時間

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで。

（ただし、中央区役所市民相談室は正午から午後1時も相談可。）

※年末年始（12月29日から1月3日）と祝日は実施しておりません。

（ただし、緑区役所市民相談室は祝日も実施。）

■ 担当課

区政推進課 042-704-8911

■ 担当窓口

緑区政策課、中央区政策課、南区政策課
津久井まちづくりセンター、城山まちづくりセンター、
相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター

■ 支援の内容

消費生活センターでは、商品やサービスの契約トラブルや製品事故等、消費生活に関する相談に対して、助言や情報提供を行っています。

災害発生時には、災害に便乗した悪質商法が発生する恐れがあります。不審な電話や訪問を受けたなど、困ったときや心配なときは、消費者ホットラインから、消費生活センターへご相談ください。

■ 災害に関連したトラブル事例

- 「火災保険を利用すれば、自己負担なしで台風で壊れた屋根や雨どいの修理ができる。保険の申請も代行する。」と業者が訪ねてきたので契約した。後日、不信感を覚え解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。
- 業者と契約書を交わすことなく、自宅の修理をしてもらったところ、高額な修理代金を請求された。

■ アドバイス

- 契約している保険会社に、保険の適用対象となるか確認しましょう。
- 災害で住宅の修理が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取るなど、その場で決めず、慎重に判断しましょう。
- 事前に金額や作業内容を業者に確認しましょう。

■ 担当窓口

- 「能登半島地震関連消費者ホットライン」（独立行政法人国民生活センター）
0120-797-188

※相談対象は石川県、新潟県、富山県、福井県で被災された方です。
受付時間は午前10時から午後4時まで（土日祝日を含む）です。

- 「消費者ホットライン」
（局番なし）188

※郵便番号の入力により、消費生活センターに繋がります。
※通話料がかかります。

■ 相談内容

不眠や不安等こころの健康に関する悩みや困りごとについて、相談員が相談に応じます。

■ 問合せ先

[月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～12時、13時～17時]

課名	電話番号	所在地
緑高齢・障害者相談課	042-775-8811	緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階
津久井高齢・障害者相談課	042-780-1412	緑区中野613-2 津久井保健センター1階
中央高齢・障害者相談課	042-769-9806	中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階
南高齢・障害者相談課	042-701-7715	南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階

◇電話相談

さまざまな不安や生きづらさを抱えている方の話を伺い、気持ちに寄り添う電話相談です。

名称	電話番号	相談時間
こころのホットライン	042-769-9819	毎日（年末年始を除く） 17時～22時 （受付は21時30分まで）

29 年金に関する相談

■ 内容

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方や事業主・船舶所有者について、保険料納付、手続きに関する相談等を受け付けています。

■ 受付時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（年末年始・祝日を除く。）

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

時間延長 週初めの開所日 午後5時15分～午後7時

■ 問合せ先

被災者専用フリーダイヤル 0120-808-678

石川県能登地方で発生した地震及び地震の影響による津波等により、相模原市内に避難された方の健康に関する相談をお受けしています。

■ 支援の内容

保健師が健康に関する相談に応じます。

また、ご相談の内容によっては、その他必要な相談事業等をご案内いたします。

■ 対象となる方

石川県能登地方で発生した地震及び地震の影響による津波等により、相模原市内に避難された方。

◇ 電話相談

健康に関する電話相談です。

■ 相談窓口

- ・ 緑保健センター 電話：042-775-8816
- ・ 中央保健センター 電話：042-769-8233
- ・ 南保健センター 電話：042-701-7708

■ 受付時間

午前8時30分～午後5時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

■ 支援の内容

青少年が抱えている悩みや心配ごとについて、青少年本人またはその保護者から、電話・Eメールでご相談を受け付けております。

■ 相談窓口

◇電話相談

・042-755-2552

・月～金曜日 15:30～21:00

土曜日 13:00～17:00

(※年末年始、祝祭日を除く)

(※最終受付：終了15分前)

◇Eメール相談

・yantele@city.sagamihara.kanagawa.jp

(※24時間受付。返信には数日を要する。)

■ 対象者となる方

本市に在住、在勤、在学する19歳以下の人とその保護者（本市への一時避難による在住、在勤、在学を含む）

■ 担当窓口

青少年相談センター 電話：042-707-7537

(電話相談の番号は、上記「■相談窓口」をご覧ください。)

■ 対象となる方

基礎年金番号通知書・年金手帳を紛失、又はき損してしまった方

■ 本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

- ・破（汚）損の場合は、その基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・本人確認書類

■ 再交付手数料

手数料はかかりません。

■ 加入者別の担当窓口

- ・国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者の方
国保年金課、各区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本・中央6地区・大野南を除く）、各出張所へ、免許証など本人の確認できるものをお持ちになり、基礎年金番号通知書の再交付を申請してください。
※通常、日本年金機構からの郵送のため1か月程度かかります。お急ぎの方は、直接、相模原年金事務所で手続きされると、1週間程度で郵送されます。
- ・厚生年金保険の被保険者の方
勤務先を通じて管轄する年金事務所
- ・国民年金第3号被保険者の方
配偶者の勤務先を通じて管轄する年金事務所
- ・共済組合のみ加入の方
お近くの年金事務所へご相談ください。

■ 問合せ先

日本年金機構 相模原年金事務所

・所在地：〒252-0388 相模原市南区相模大野6-6-6

・電話：042-745-8101

※受付時間：8：30～17：15（土日祝日、12／29～1／3を除く
月～金曜日）

時間延長：週始めの開所日 17：15～19：00

33 年金証書の再交付

- 対象となる方
年金証書を紛失等、又はき損してしまった方

- 本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）
 - ・破（汚）損した場合は、その年金証書
 - ・本人確認書類

- 再交付手数料
手数料はかかりません。

- その他
 - ・罹災証明書は必要ありません。
 - ・手続は郵送でもできます。
 - ・共済年金受給者は、各共済組合にお問い合わせください。

- 問合せ先
日本年金機構 相模原年金事務所
・所在地：〒252-0388 相模原市南区相模大野6-6-6
・電話：042-745-8101
※受付時間： 8：30～17：15（土日祝日、12／29～1／3を除く
月～金曜日）時間延長：週始めの開所日 17：15～19：00

- 支援の内容
防火・防災管理者講習修了証を亡失された方に対し、再発行手数料を減免します。
- 対象者となる方
本市で防火・防災管理者講習を受講された方のうち、令和6年能登半島地震により防火・防災管理者講習修了証を亡失された方
- 提出書類
防火・防災管理者資格取得証明申請書及び罹災証明書その他被災の確認ができる公的書類
- 担当窓口
予防課 電話：042-751-9117